

機能強化計画の要約

1. 基本方針

地元の協同組織金融機関としての強みである渉外による相対的取引と狭域における多店舗展開により収集した豊富な個別情報を整理し、全店での共有化による顧客ニーズへの具体的対応(ビジネスマッチング等)という当組合の原点に回帰し、地域経済の活性化へ資するものとする。そのために、目利き研修や再生支援の研修を強化し、職員のスキルアップを図り、さらに地域の外部経済団体・中小企業診断士等連携をとり、体制を整備する。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	業種別審査等が可能な体制になく態勢整備を図る必要がある。	審査部職員を増員し、建設業担当者を配置する。中堅職員の外部研修及び内部研修を行う。	上部団体の外部研修及び内部研修を実施する。	上部団体の外部研修及び内部研修を実施する。審査部に建設業担当者を配置する。	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	地域情報ネットワークとの連携を認識するも、産学官連携や日本政策投資銀行の活用はなかった。	産学官連携をとる。政策投資銀行についてな上部団体の提携を見て、対応する。産業クラスター会議に参加する。	産学連携窓口と接触をとる。当組合として「産業クラスターサポート会議」に登録する。	産学官ネットワークを活用して地域内の有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に努める。	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融资等連携強化	個別案件での協調融資相談等の事例あり。	商工中金・国民生活公庫との連携を図る。ベンチャー企業の育成を図る。	商工中金・国民生活公庫との提携契約を結ぶ。新技術・ベンチャー企業等の情報収集をすすめる。	ベンチャー企業支援融資枠を設定する。新技術のビジネス化やベンチャー企業等の発掘支援強化を図る。	
(5) 中小企業支援センターの活用	地域中小企業支援センター活用の必要を認識する。	渉外係・店頭で同センターのPRを行う。	店頭ロビーに同センターのポスターパンフレット等配置する。	店頭ロビーに同センターのポスターパンフレット等配置する。	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	役職員の個人保有情報提供の面が強かった。	中小企業診断士と連携し経営相談サービスを提供する。経営者交流会を通してビジネスマッチング情報等の提供を行う。	中小企業診断士との顧問契約締結する。職員のコネクター能力向上の研修を実施する。	専門家と連携し、税務相談会・経営相談会等実施する。	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施		上部団体が計画を策定し実施する。			創業・新事業支援「目利き」研修や再生支援研修に積極的に参加する。
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	企業の人材育成研修等の協力を求められた場合、積極的に協力する。	同プログラムへの協力要請があった場合は応ずる。中小企業側の研修会に参画を検討する。	取引先企業からの人材育成研修への参加要請があった場合、応ずる。	取引先企業からの人材育成研修への参加要請があった場合、応ずる。	
3. 早期事業再生に向けた積極的な取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	民事再生先を支援中であり、過重債務者について他金融機関と協調して支援する姿勢である。	民事再生債務者への必要な支援を行う。過剰債務の解消については再生支援の中で検討する。	民事再生債務者への必要な支援を行う。私的整理のスキームを把握する。過剰債務の解消については再生支援のなかで検討する。	民事再生債務者への必要な支援を行う。私的整理のスキームを把握する。過剰債務の解消については再生支援のなかで検討する。	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	企業再生ファンドの組成の意義を認識する。	県又は市町村等のファンド組成を促す。	県信組協会を通して再生ファンドの組成を要請する。	県信組協会を通して再生ファンドの組成を要請する。	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	現段階では信組レベルでの活用は難しい。	上部団体の動向を見て対応する。	上部団体の動向を見て対応する。	上部団体の動向を見て対応する。	
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	現段階では該当案件なし。	RCCのスキームの把握をすすめる。	8月のRCC説明会に参加する。RCCスキームの把握をする。	RCCスキームの把握をする。	
(5) 産業再生機構の活用	現段階では該当案件なし。	産業再生機構のスキームの把握をする。	産業再生機構のスキームの把握をする。	産業再生機構のスキームの把握をする。	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	本県は9月設立予定。信組規模の案件には使い勝手がよいものと認識する。	該当案件の検討をする。	該当案件の検討をする。	該当案件の検討をする。	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施		上部団体が計画し実施する。	7月上旬に目利き研修1名、8月下旬目利き再生支援研修6名、10月に内部研修を実施する。	上部団体が実施する人材育成研修に参加する。	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等の取組み。	ローンレビューや財務制限条項の活用はまだ無いが、担保・保証に過度に依存しない融資審査を進めるためには有効な手法と認識する。	ローンレビューや財務制限条項の活用手法を検討する。	ローンレビューや財務制限条項の活用手法を検討する。	ローンレビューや財務制限条項の活用手法を検討する。	

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	一元的な審査であった。財務諸表の精度の高い融資先の審査の取組みを検討する。	TKC会員へのローン商品の開発を検討する。TSR(東京商工リサーチ)と提携し情報活用する。	TSRと連携をとる。	TKC地域会連携のTKC会員ローンを発売する。	
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用リスクデータベースは整備中であり、信用格付システムは導入している。	格付システムによる採算金利や与信リミットの設定を検討する。CRDの活用を検討する。	TSRのリスクスコアの活用検討する。信用格付システムのテスト稼働を実施する。	CRDへの加盟検討信用格付の定性項目を選定し、格付の精度を高める。	CRDは中小企業信用リスク情報データベースのことであり、TSRは東京商工リサーチの略称である。
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	口頭による説明であった。文書による確認の必要を認識する。	貸付契約・保証契約説明マニュアルの作成と職員への周知のための研修を開催する。	説明マニュアル・説明受諾書の作成作業をすすめる。	説明マニュアルの研修実施後、活用する。	
(2)「地域金融円滑化会議」を四半期毎に実施する。	現在、会議に参加している。	会議内容及び情報を常務会に報告し、各部署にて反映させる。	会議に出席し、情報を経営に活用する。	会議に出席し、情報を経営に活用する。	
(3)相談・苦情処理体制の強化	統括部署の機能拡充と各部署との連携強化が必要と認識する。	苦情の処理規程の整備を図り、内部研修実施する。	統括部署が臨店し苦情等受付簿をチェックする。本部課長会議で各部門と連携を図る。	統括部署が臨店し苦情等受付簿をチェックする。本部課長会議で各部門と連携を図る。	
6.進捗状況の公表		進捗状況を公表する。	10月中に進捗状況を公表する。	3月末・9月末現在の進捗状況を公表する。	
.各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1.資産査定、信用リスク管理の強化					
(1)適切な自己査定及び償却・引当	適切な自己査定と厳正な償却引当に努めている。	1次自己査定実施者並びに2次査定委員のスキルアップの研修を実施する。	1次自己査定実施者に対して年4回、2次査定委員に対して年2回の研修を実施する。	1次自己査定実施者に対して年4回、2次査定委員に対して年2回の研修を実施する。	
(1)担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	処分実績を踏まえ、精度を高める必要がある。	自己査定室が処分実績データを整備して検証を行う。	処分実績データを営業店に還元する。	15年度に順ずる。	
(1)金融再生法開示債権の保全状況の開示。	平成15年3月期から保全状況の開示を実施した。	平成15年9月期も開示をする。	年2回の保全状況の開示を実施する。	年2回の保全状況の開示を実施する。	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスクデータベースの蓄積不足と信用格付構築途上のため債務者区分との整合性、金利設定の基準が未整備である。	審査部において信用リスクデータの蓄積を図る。融資条件を定型化した適性基準金利を作成する。CRDに加盟活用を検討する。	自己査定に信用格付のテスト稼動を実施する。	信用リスクデータの蓄積作業を行う。CRDへの加盟利用を検討する。	
3. ガバナンスの強化					
(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上					
各金融機関に対し、平成15年度から半期開示の実施を要請。	年1回のデスクロージャーとなっている。	平成15年9月期から半期開示する。	11月中に開示する。	年2回の情報開示を行う。	
外部監査の実施対象の拡大等についての検討。	現在監査法人による外部監査を受けている。	今後とも、監査法人による外部監査を受ける方針である。	監査法人による外部監査を受ける。	15年度に準じて外部監査を受ける。	
総代会の機能強化を図るための検討	ガバナンスの強化の重要性を認識している。	全信中協の検討結果を踏まえ、当組合としての機能強化策を整備する。	全信中協の検討結果を踏まえ、ガバナンスの向上策を整備する。	通常総代会から対応する。	
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	地域貢献開示は地域と金融機関の信頼関係を強化するものである。	全信中協の検討結果を踏まえ、地域貢献の情報開示を行う。	11月中に開示する。	年2回の開示を行う。	

3. その他関連の取組み

項 目	具体的な取組み
中小企業金融の再生に向けた取組み 1. 創業・新事業支援機能等の強化 (2) 人材の育成を目的とした研修プログラム (「目利き研修」)の実施。	平成15年度及び平成16年度研修予定のなかに上部団体主催の「目利き研修」を入れる。同研修へ役職員を参加させる。
中小企業金融の再生に向けた取組み 2. 取引先企業に対する経営相談支援機能の強化 (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施。	平成15年度及び平成16年度研修予定のなかに中小企業支援スキルの向上を目的とした研修を入れる。同研修へ役職員を参加させる。
中小企業金融の再生に向けた取組み 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み 企業再生支援に関し人材の育成を目的とした研修プログラムの実施。	平成15年度及び平成16年度研修予定のなかに企業再生支援に関する人材の育成を目的とした研修を入れる。同研修へ役職員を参加させる。
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み 5. 不祥事件等に関するコンプライアンス態勢について。	不祥事件の発生未然防止のための牽制態勢を強化する。(職員の1週間の職場離脱による業務点検・月3回の現金検査の実施・オペレーションキー類の厳正なる管理・事例研究を中心としたコンプライアンス・ニュースの朝礼討議・顧問弁護士による不祥事件の事例研修・貸付実行記録簿の検査の実施等々実施中)